

政令第 号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日は令和二年六月十八日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和元年九月十八日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年六月十八日とする。

理由

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。